

○岡山市教育委員会傍聴人規則

昭和56年1月19日

市教育委員会規則第2号

改正 昭和62年3月25日市教育委員会規則第2号

平成27年3月31日市教育委員会規則第16号

岡山市教育委員会傍聴人規則(昭和27年市教育委員会規則第4号)の全部を改正する。

第1条 岡山市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ教育長に申し出て、会議当日受付において、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 団体又は集団で傍聴しようとするときは、代表者はあらかじめその旨を教育長に申し出て、承認を得なければならない。

第2条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所、氏名を記入し、傍聴席入口で係員に提示しなければならない。

第3条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器又は危険のおそれがあるものを携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) その他教育長が不相当と認めた者

第4条 教育長は、会議を円滑にするため必要と認めたときは、傍聴人の数を制限することができる。

第5条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることができない。

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議に当たっては、発言の一切を慎み、いかなる方法においても賛否を表さないこと。
- (2) 拍手その他けんそうな行為により、議事を妨げないこと。
- (3) 前各号のほか、教育長が特に指示したこと。

第7条 傍聴人が、前条の規定に違反するときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは退場を命ずることができる。

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ教育長の許可を得なければならない。

第9条 秘密会議を開く議決があったとき又はすべての傍聴人を退場させることに決定したときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

第11条 この規則に定めるもののほか、教育長は傍聴について、臨機の処置をとることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年市教育委員会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年市教育委員会規則第16号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号及び第9条の改正規則は、公布の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、改正後の第1条第1項及び第2項、第3条第3号、第4条、第6条第3号、第7条、第8条並びに第11条の規定は適用せず、改正前の第1条第1項及び第2項、第3条第3号、第4条、第6条第3号、第7条、第8条並びに第11条の規定は、なおその効力を有する。